

財産形成住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に事業主が契約者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として「財産形成住宅預金ご契約の証」（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法等)

- (1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金（M型）」としてお預りします。
- (2) 満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金（M型）」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) 前項の継続にあたり満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、満期日にそれぞれの預金の元利金をまとめて1口の「自由金利型定期預金（M型）」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

3. (預金の払戻方法等)

- (1) この預金は、法令で定める持家としての住宅取得又は増改築及びマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに払い戻すものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払戻しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り1回限り払戻しします。この場合には、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して、登記簿謄本等所定の書類（又はその写し）とともに当組合に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払戻しをする場合には、残高の90%又は住宅の取得等に要した額を限度として1回限り払戻しします。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを当組合に提出してください。
- (4) 前項により一部払戻しをした場合、一部払戻しの日から2年後の応答日又は住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに住宅等に要した額と前項の払戻額との差額を限度として1回限り払戻しします。

なお、残高を払戻しする場合にはその際に、残高を払戻ししない場合には一部払戻しの日から2年後の応当日又は住宅の取得等の日から1年後の応当日のいず

れか早い日までに、登記簿謄本等所定の書類（又はその写し）を当組合に提出してください。

- (5) 前3項の方法によりこの預金を払戻しした場合であっても、その後引続き預入れることができ、新たな住宅取得等のための対価に充てるときに前3項と同様の方法により払戻しすることができます。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。
- (2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第16条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上2年未満	約定利率 × 20%
③ 2年以上2年6か月未満	約定利率 × 40%
④ 2年6か月以上3年未満	約定利率 × 60%

- (3) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当組合がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前条による払戻しがあったとき。ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻しの場合は除きます。
- ② 第3条第2項による払戻しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

- ③ 第3条第4項による一部払戻しの場合で、一部払戻しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

7. (差引計算等)

- (1) 前条第3号の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知及び所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前条第3号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金を追徴税額に満たないときは、直ちに当組合に支払ってください。

- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (退職時等の取扱い)

退職等の事由により、勤労者でなくなったときは、この預金は、当該事由が生じた日から1年後の応当日以降に発生する利息については課税扱いとなります。

9. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項以外の預入れがあった場合。
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) 契約の証又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預

金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

- (1) 契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いたします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び契約の証は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員

- D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024. 6. 24 現在)